

できないが、少なくとも以下のことに留意したい。すなわち、正統的王法理念は支配者にとつても、民衆にとつても、その行動を正當化するための據り所となつたことは確かであるが、問題は純化された王法理念が民衆にとつて現實の支配體制を超え、新たな世界への向わせる質を持っていたか否かである。中國の古代から近代にいたる民衆鬭争の諸事象に照してみらば、王法理念を掲げた民衆の支配者との鬭争に當然歴史的意義を認めるべきであると同時に、王法理念を逆手にとつた民衆が眞に支配者の理念を克服しえたか否かについては問題が残る。王法理念は、たとえそれが純化されたものであつても、一面において民衆の精神的發展を束縛する働きを持っていたことが見逃せない。氏自身も述べているごとく、民衆の反亂理念は常に支配者の理念にからみ取られてしまふ傾向を持っていた。いずれにしろ、支配理念・正統的王法理念は支配者にとつても民衆にとつても、兩刃の劍であつたといえるのではないか。

以上、本書の各論考の内容を紹介し、それらに對する卑見を述べてきたが、本書の冒頭で述べられた「精神のなかの反長城の建築」といった言葉どおり、論考の大部分は、中國民衆反亂の眞の姿を解明し、それが歴史において果たした役割を積極的に評價せんとする姿勢で共通している。奥崎氏は本書の「おわりに」において、中國民衆思想史が成立すれば、士大夫思想ともいふべきものは相對化され、總體としての中國思想史への道が開け、ひいては、これまでの中國の政治・經濟・法制などの各史は相對化され、總體としての中國史への道が開ける、といった意味のことを述べており、その構想は大きい。果して士大夫思想史と比肩しうる民衆思想史を作りうるか、これは中國史を研究する者にとつての重い課題である。いずれ

にしろ、本書で論じられた内容は今後の中國民衆反亂の研究において、大きな問題提起をし、重要な一步を踏み出したものであることは疑いない。私は本書より實に多くのことを學び得た。しかし、今後に残された問題もまた多い。私が呈した種々の疑問・批判はその一端である。今後青年中國研究者會議が本書の諸研究をより一層深め發展させることを期待してやまない。最後に、私の淺學による本書の内容に對する誤讀・誤解があることを恐れ、また、論すべき問題が多く残されていることを残念に思う。本書の執筆者諸氏の御海容を乞う次第である。

一九八三年六月 東京 汲古書院
A5版 五九〇頁 九〇〇〇圓

葉顯恩著

明清徽州農村社會與佃僕制

岡野昌子

一

中國において、安徽省、徽州府に存在している種々の民間契約文書を使った地域研究としては、これまでに、一九五〇年代から一九六〇年代にかけて發表された傅衣凌氏の先驅的な業績があるが、一九七〇年代の後半頃から、土地賣買文書、人身契約文書、地主の帳簿類、或いは檔案類をふんだんに取り入れた論文が多く發表されるようになり、この分野での日本人研究者の追隨を許さない状態が續

いている。

本書の著者、葉顯恩氏（中山大學、歴史系）は、章有義・劉重日・彭超氏らと並んで、最近徽州農村社會の解明に積極的に取り組んでおられる研究者である。「まえがき」と附録の「調査報告」によると、葉氏はこのテーマに對しては、六〇年代の頃から關心を持ち、一九六五年、一九七九年の二度にわたる實地調査と、既に發表した「從祁門善和里程氏家乘譜所見的徽州佃僕制度」〔學術研究〕一九七八―四）、「明清徽州商人資本的形成與發展」〔中國史研究〕一九八〇―一三）等をもとにして、文化大革命によって中斷を餘儀なくされた時期を含めて、十七、八年かかって本書を完成されたということである。

まず、本書の目次を紹介しよう。

前言

第一章 徽州の歴史地理

第一節 徽州の地理的沿革

第二節 徽州地區的地理的環境

第三節 徽州人の由來

第四節 徽州の人口と土地の變動

第二章 封建土地占有關係と鄉紳階層

第一節 封建的土地所有の諸形態

第二節 土地賣買と土地兼併

第三節 地主經濟及びその制約下における個別小農經濟

第四節 鄉紳地主の身分地位及びその隆替

第三章 徽州商業資本

第一節 徽州商業資本發展の歴史的淵源

第二節 徽州商人資本形成の主要な來源

第三節 商業活動における佃僕の使用

第四節 徽州商人の縉紳化

第五節 徽州商人の商業利潤の封建化

第六節 徽商の沒落及びその歴史作用

第四章 徽州の封建宗法制度

第一節 徽州の封建宗族組織

第二節 祠堂、族長と族權

第三節 家譜の修撰及び宗親家法

第四節 宗法制における族田の作用

第五章 徽州の封建文化

第一節 教育の發達と人文の隆盛

第二節 新安理學とその思想に對する束縛

第三節 徽州禮學と風水迷信

第四節 徽劇の勃興と發展

第六章 徽州の佃僕制度

第一節 佃僕の名稱及びその數量

第二節 佃僕の來源

第三節 佃僕が受けた封建的搾取と奴役

第四節 佃僕の身分地位

第五節 佃僕の沒落

第六節 佃僕制の由來及びその長期殘存の原因

附録 一、徽州の佃僕制に關する調査報告

二、葆和堂需役給工食定例

地圖・寫眞

以下各章ごとに、「節」の枠を取り拂つてその概略を述べることにしたい。

二

第一章では、主として徽州の自然環境と人口問題が扱われている。徽州はその九割が山地及び丘陵で占められていて、土地も瘦せているため、山から取れる松・杉・茶・漆・陶土などが大きな生活資源となっている。古來この地には粵(越)族が住んでいたが、秦代以後中原から漢人が移住して、生産技術と中原文化を持ち込んで次第に越人を漢化していった。中原からの移住は、漢末が第一のピーク、西晋が第二のピークであつたことからわかるように、中國内の混亂を避けて移住した者が多い。移住してきた豪族は、一般民や原住民を併合・征服して、彼らを部曲・佃客として隸屬させつつ、自己の宗族を強固にし、唐代より後彼らは、遂に「客」から「主」となつて地域を支配するようになった。その後の人口増加の状態をグラフしてみると、唐(天寶元年)より元(大徳四年)までは、この時期の大量移住を反映して増加率は高く、大徳五年から明中期にかけて、徽州の商人が全國的に活躍を始める頃は、増加率は緩慢となる。その後、明萬曆七年から、清道光末年の時期は、山區の開墾と生産力の發展によつて、再び高い増加率を示している。徽州の耕地面積は、統計上、元代が最大で、あとはずっと減り続けているが、それは、民間の田畝の把握が正しくなされていないことや、時代により、地域により、耕田と山地塘の換算率が異なっているためであらう。明代及び清代の毎口平均田地數は、いずれも全國平均よ

りも少ない。徽州の人口密度は他の地域よりも高く、この相對的な人口過剰が、奴隸制遺制及び佃僕制の存続に大きな作用を及ぼしている。

第二章は、土地所有の諸形態について述べられている。徽州における封建的土地所有の形態としては、(a)私的土地所有制(大土地所有者は少ない。清代、全國の平均的土地所有面積が百畝前後であつたのに對し、徽州各縣の平均は約五三畝であつた)。(b)自作農土地所有制(相對的に安定している)。(c)宗法地主土地所有制(主要な土地所有形態。多い所では、全體の六割から七割を占めた)の三種があるが、本章は(c)の宗法地主土地所有制が中心となる。宗族の土地は、族田・祠田・墓田・寺廟田・祭田・義田・學田等の名で呼ばれるものがあり、宗族の公有財産でありながら、實際上は縉紳地主のコントロールの下に置かれていて、徽州においてこれらの族田が發展したのは、封建大族が、土地を宗法制を維持していくための物質的基礎とみなし、徽商がそれを支えたことによる。

地主經濟の支配下にあつて、小農業と家庭内手工業との結合は、中國の長期に亘る封建經濟機構の基本的形態であるが、徽州においては、松・杉・漆・茶・陶土などの原料輸送及びその加工業が發達した。これら家内手工業が、マニファクチュアに移行しなかつたのは、家内手工業の形態の方が、經濟利益が大きかつたからであり、それは小農業と固く結びついて、農村の發達を阻んだ。

宗族中の上位者としての郷紳は、「在郷の紳士」で、「仕官功名のある人」の郷里における呼稱であるが、現任の文武官及び退職官等からなる「縉紳」と、功名有るもまだ仕官していない、舉人・監生・生員等の「紳衿」の二種類に分けることができる。彼らが法を

犯しても、罰俸或いは贖金によって解決され、その子孫は品級を按じて降叙された。徽州の封建宗法制度の下で、こうした郷紳層が勢力を持ち得たのは、(1)歴史的に名宗世族が多い。(2)彼らは官・商を兼ね、地主・官僚・商人の三位一體を形成していた。(3)同族意識が強い。(4)奴隸制の遺制を強く残している、等の理由によると考えられる。

第三章は、徽州商人がテーマとなる。徽商はこの地域の茶・漆・紙・墨・硯・筆などの手工業生産と不可分に結びつき、江南の大都市杭州を足がかりにして、宋代の頃から次第に發展しはじめた。明代になると、鹽・質屋などの業種が盛んになり、全國の都市で、「行商」・「坐賈」・「牙行」として活躍し、一人で數種を營業する者も出現した。明代晩期から、清代末年に至るまでのほぼ三百年が徽商の最盛期にあたるが、彼らがその黄金期を迎えるに至った主な原因としては、その地の佃僕が特産物を納入し、商品運輸の勞役を提供したことが挙げられるが、他に彼らが王朝權力の中樞に入り込み、自らの利潤獲得に有利な條件を積極的につくりだしたことも大きい。しかし、王朝權力と強く結びつくことは、反面多額の賄賂を強要されることになり、各地で私鹽が盛んになってきたことと相俟って、衰退の端緒にもなったのである。

徽商が果たした歴史的役割としては、(1)大量の貨幣資本を個人の手中に集めたこと。(2)遠距離開の商品販賣は、商品經濟を發展させ、各地の結びつきを強めたこと。(3)都市の繁榮に大きな作用を及ぼしたこと等、資本主義萌芽のための可能性をもたらししたが、同時に彼らは、封建宗法制度の下にあって、封建主義的政治・經濟・文化の各方面の強化につとめ、佃僕等働く民衆におくれた生産關係を強制

する役割を果たしたこともつけ加えなければならない。

第四章は、いわゆる「封建宗法制度」がその内容となる。血縁と地縁が結びついた、古い氏族共同體の名残りである封建宗法制は、程・朱理學の強い影響を受けて、宋代に形成され、明代に確立した。その組織は、族長(宗子)―房長―家長の縦の系列を中心に、嫡庶・尊卑の序列を嚴格に守り、村落の秩序維持のために大きなはたらきをした。實際の形態としては、數十戸ないし數百戸が一つの宗族として集まり住んでいるが、こうした聚落は、自然災害を克服し、水利灌溉などの共同の農作業にとっては有利であった。宗族の族長の權限は、宗族の祭祀・儀禮の舉行、財産の管理、封建的倫理道德の普及、民間の私法としての宗法・宗規の制定、族内の争いの解決、佃僕の直接支配等多岐に亘っている。こうした族權は、また紳權と結びついて、一層その權威を高めることになった。宗族の經濟的基盤としては、第二章でも述べたように、族田・義田・祭田・祠田・廟田・學田と呼ばれるものがあり、その他にも山場があるが、これらは、表むきは、宗族の公有財産として、冠婚喪祭、族譜の増修、貧族の救済、子弟の教育、公共事業等に用いられることになってはいるものの、實際には、族長の恣意に委ねられ、専ら族内の階級對立を覆い隠すためのヴェールとなっている。即ち、一見溫情脈々たる血縁關係の中で、あくまでも佃僕制を殘存させようとする、血腥い階級的支配が行われていることを見逃してはならない。

第五章のテーマは、徽州の文化についてである。徽州では、佃僕制に基づく宗法制と徽州商人の經濟力を背景に獨特の文化が榮えた。まず教育の分野に目をむけると、府・縣學・社學のほかに、紫陽書院に代表される書院が各地に建てられ、その他塾學・文會など

の教育、研究機關も發達した。こうした風潮は、印刷術の發達を促し、鮑廷博らが編した「知不足齋叢書」は、清代にここで印刷されたものである。又書・畫・彫刻・演劇等の發達も目覺ましいものがあったが、何といつても、徽州の文化の中で注目すべきことは、その地が、「東南の鄒魯」と呼ばれていることが如實に示しているように、程・朱理學の發祥の地だと看做されていることである。朱熹らは、「三綱五常」、「三從四德」及び「主僕の名分」によって、人々の生活をその細部にわたって干渉した。程・朱理學が提唱する、宅地や墓地を占う「風水の説」や「堪輿の學」がどれだけ農民の生活に害を及ぼしたか、また、冠婚喪祭の際の繁雜な「賤役」がいかに佃僕に地位上昇を阻んだかに充分注意する必要がある。このように、程・朱理學は、徽州農村社會における佃僕制を存続させ、農民の社會經濟狀態を停滯させた大きな原因であったが、その欺瞞性と反動性を鋭く指摘した戴震の發言は重要である。彼は、古代唯物主義の傳統を受け継ぎ、新興の商工業者の思想と自然科學の成果を吸収して、程・朱理學が提唱した封建的倫理は「存理滅欲」の反動的觀點からなされたものであり、理學は「以理殺人」だとその本質を鋭く抉り出した、すぐれた思想家であった。

最後の第六章は、本書の表題にもなっている徽州の佃僕を問題とされている。

東晉・南朝・隋・唐の部曲・佃客制と、宋代の佃僕制に基づいて形成された徽州の佃僕制は、徽州特有のものではなく、中國各地で見られるが、佃僕はまだ地僕・莊僕・莊人・住佃・火(伙)佃等の名で呼ばれることもある。その由來はさまざまで、(1)家内奴隸からなった。(2)地主や祠堂の土地を「佃種」した。(3)地主の莊屋に住む

ようになった。(4)先祖が地主の山場に葬られた。(5)佃僕の妻女の入婿となった。(6)身賣りをした、等があげられるが、最終的には、「主田に種え」、「主屋に住み」、「主山に葬られる」ことが條件となつた。彼らの生活環境は劣惡で、地主から、田租、山租、高利貸利息、額外の農産物の納入等の收奪を受け、地主の冠婚喪祭のための徭役(賤役)を提供しなければならなかった。佃僕は地主と「主僕の名分」によって結びつけられ、移動の自由はなく、結婚は干渉され、科擧受験の資格もなく、言語・服裝など日常生活の細部に互って束縛・干渉された。佃僕は奴僕と法的には同じ待遇を受け、日常生活においては、同じく「賤民」として差別されたが、佃僕は奴僕と次のような點で、その性質を異にしている。即ち、(1)奴僕は奴僕支配は無制限であるが、佃僕のは制限的である。(2)奴僕は主人の「物」であるが、佃僕は主人の「人」である。(3)奴僕は「口」單位で數えられるが、佃僕は個別の家庭を營んでいて、「戸」單位で數えられ、一定の私有財産も持っていた。結局、佃僕とは、その社會的地位が奴僕と佃戸の間にあるもので、宗族に歸屬する農奴であると規定することが出来る。こうした佃僕の大量の存在を基礎とする「佃僕制」が徽州において長期に亘って存続した原因は、鄉紳勢力が強く、奴隸制遺制が残存していたことなどが考えられるが、この「佃僕制」も、次第に佃僕の絕對數が減少し、徭役地租が貨幣地租に變つていき、佃僕・奴僕の意義が頻發する中で、清朝中期以降になると、衰退していくことになった。

三

以上、各章の概略が示すように、本書はいわゆる「社會經濟史」

の分野にとどまらず、「思想」、「文化」をふくめた多方面からスポットライトを當てることにより、徽州の農村社會の實態に迫ろうとした力作であり、著者が使用した、各種の民間の契約文書類、文獻史料、及びそこから抽出した數字を用いての統計表やグラフ、或いは實地調査から得られた貴重なデータの類は頗る豊富であつて、本書はまさに「資料（史料に非ず）」をして語らしめることに成功した、すぐれた地域研究であると言ふことが出来るだろう。しかも單にその「博引旁證」を誇るにとどまらず、それらのデータを一つの學問的體系にまでまとめあげられたことに對して、心から敬意を表したいと思う。

しかし、中國における徽州農村社會の研究は、目下「百家爭鳴」の状態であつて、著者に對しても、既に實證的或いは理論的見地から種々の異論が提出されている。

例えば、著者が規定した「佃僕」という言い方の當否をめぐつて、「佃僕」よりは、むしろ從來から言われているように、「莊僕」と呼ぶべきだという提案がなされており、また、「佃僕」の「佃」（租佃關係）の方に、より大きな意味を持たせようとする著者に對して、「佃」はあくまでも副次的な要素に過ぎず、「僕」の方にこそ、第一義的な意味があるとする見解も出されている。その他、著者が、「火佃」と「佃僕」は同じものであるとするのに對して、「火佃」は、むしろ「佃戸」の中に入れるべきであつて、「佃僕」と同じものではないという意見も見られ、まさに議論百出の感があるが、以下本書を讀んで疑問に思つたことを二つの點にしばつて述べてみたい。

その第一は、「佃僕制」という一つの制度を奴僕を除外して設定

する方法に關するものである。恐らく著者は、二度に亙る實地調査の結果、佃僕が存在に強い確信を持つたためと思われるが、佃僕を佃戸の下、奴僕の上に位置づけて、奴僕と切り離したところで、一つのウクライドとして、「佃僕制」という言葉を用いている。しかし、そのために、事實認識の上で、また論理の展開の上で少し「無理」をしているのではないかと思われる點があるので、その事に關して考へてみることにする。まず、清、順治二年（一六四五）に徽州で起つた大規模な奴變の指導者、宋乞の身分についての本書の敘述を取り上げたい。著者は、歙人、黃質が、その著「濱虹雜著」の「陶長公傳」において、宋乞を「地僕」だと記していることから、彼を佃僕であると看做し、この反亂を單に「奴變」とするのではなく、「佃僕・奴僕起義（五五頁）」または、「佃僕・奴隸起義」（二八二、二八五、二八六、二八八頁）という言葉で表現している。奴僕と奴隸をほぼ同義語として用いていることは是非については、今は問わないとしても、從來知られている史料によると、彼は、「奴」、「黠奴」、「人奴」等の言葉で表現されていて、武術にすぐれた訴訟師であつたとされているが、彼らの最大の要求は、自らを縛りつける根源になつてゐる「身賣り證文」を差し出させて、「主僕之分」を斷ち切ることにあつたわけだから、そこに特に「租佃關係」を導入する必要はないのではないかと考える。勿論、起義に参加した多くの「奴」の中には、田地山塘における農作業にも従事し、地主との間で「租佃關係」を結んでいたものもいたであらうが、彼ら參加者の共通項は、「佃」ではなく、「僕」であつたと考えるべきであらう。

同様のことが、嚴州淳安縣の「僕」、阿寄についても言える。明

史卷二九七によると、彼は、十二兩の銀を元手に漆の販賣などを手がけ、二十年後には、巨萬の富を築いて主家に仕えた「僕」であった。著者は、主家である徐氏が貧乏であつて、家内奴隸を置けるはずはないし、阿寄が死ぬ時に、其の妻子は僅かに「敝縵もて體を掩う」が如き貧しさであつたことから、阿寄を主家から離れて獨立して生計を営む佃僕であつたとする（一二〇頁）。しかし、この明史の話は、主家のために巨萬の富を築きながら、自分の家族にはポロポロの綿入れ（敝縵）しか残さなかつた「僕」の鑑たる阿寄の美談を記しているだけであつて、彼をわざわざ「佃僕」だとしなければならぬ理由を見出すことはできない。

また著者は、佃僕の私的土地所有に關して、佃僕と奴僕との違いを述べるところでは、「彼ら（佃僕）は、一般的に簡單な農具を持つていて、個別的には、その上家屋や土地も持つていた」と記して、それが奴僕よりは恵まれた生活をしていることを強調している（二七九、二八〇頁）にも拘わらず、他の箇所（二四七、二四九、三二三頁）では土地所有を否定しているが、これは明らかに矛盾している。この矛盾は、著者が、佃僕と奴僕との間に明確な一線を畫そうとしたことから生じたものに他ならない。その他、著者は、實地調査に基づいて、「拳關莊」や「郎戸」の存在に注目し、その調査報告は非常に興味深いものであるが、こうした地主の家兵には、ほかに、蒼頭・家人・家丁などの名稱で呼ばれる奴僕がおり、實際の生活の中で、兩者の間でどのような役割分擔がなされていたのか不明であるし、徽商に従つて各地で商業に従事する奴僕の中にも佃僕がいたという見方にしても、讀み書きソロバンを能くし、主人の片腕となつて商取り引きに東奔西走する奴僕に「佃」の字を冠する

ことにどれほどの意味があるのか疑問としなければならぬ。結局これらのことは、著者が佃僕を奴僕と切り離したところで敢て「佃僕制」という一つのワケを設定しようとしたことから生じたものであると言わざるをえない。

第二に考えてみたいのは、徽州商人が果たした歴史的役割についてである。著者は「まえがき」において、地域研究と中國史全體との關連性を考慮することの重要性を述べ、徽商勃興の時期は、明代後期、礦監・稅使橫行の時にあたり、宦官と結びつくことによつて、その勢力の増大をはかつたと記している（一二二頁）が、その前段階として、一條鞭法という、大きな稅制上の改革があり、銀納制の波紋がさまざまな形で民衆の生活に影響を及ぼしている時、全國的に商業圈を廣げてきた徽商は、いち早くその時流に乗ることが出来たという點も見落とすことは出来ないかと思う。

また、著者は、徽商の黄金時代は、明中葉から清中葉までの約三〇〇年間であつたことを繰り返し述べ、その歴史作用としては、商業や都市の發達に寄與したことと共に、佃僕及び多くの働く人々の首にカセをはめ、おくれた生産關係を堅持する役割をも果たしたことを指摘している（一五四頁）が、全國的な見地からみると、徽商が果たした次の役割についても見逃してはならないだろう。即ちそれは、明の萬曆年間に、各地で澎湃として起つた、いわゆる民變の中で、徽商が果たした役割である。徽商が九割を占めたといわれる山東、臨清で起つた、萬曆二十七年（一五九九）の民變は、宦官馬堂が徽商ら大商人や一部の官僚と結託して、土地の中小或いはごく零細な商工業者を壓迫したために起つたものであるが、民變のあと、各地の商品流通は大きく破壊された。又江西、景德鎮における萬曆

二十九年（一六〇一）の民變は、宦官潘相が景德鎮の瓷器生産を獨占しようとしたため、土地の住民がそれに反對したことから始まったものであるが、「天工開物」の中巻に記されている如く、陶器の原料である白土は、徽州の婺源・祁門から産出されたものであり、本書（一〇六頁）にも記されているように、當然徽商の支配下にあったと考えられるから、ここでも徽商は宦官と結びついて景德鎮の窯業を壓迫していることがわかる。即ち、徽州商人の歴史的役割を考える時、彼らが特權的大商人として王朝權力と結託し、中國各地の中小商工業者を壓迫して、その順調な發達を阻害したこと、またそれ故に、徽商は、明中期から、清中期までずっと繁榮を維持し續けたのではなく、明末王朝と命運を共にしなければならない時期もあったということも忘れてはならないだろう。こうした點に留意することによって、いわゆる「地主・商人・官僚の三位一體説」はより具體的になるであらうし、また地域社會と國家のあり方をさぐる一つの手掛りにすることもできるのではないだろうか。

さて、最近著者と「佃僕」に對する考え方を異にする章有義氏が「明清徽州土地關係研究」を上梓されたということである。中國における徽州農村社會の研究は、まさに目を眩るべきものがある。我々は今後も續々と發表されるであらう、こうした地域研究に、大きな關心を持ち續けていかなければならない。

註

(1) 傅衣凌・楊國楨「喜讀葉顯恩新著『明清徽州農村社會與佃僕制』」（『中國社會經濟史研究』一九八三・三）。

(2) 章有義「十七世紀前期徽州租佃關係的一個微觀歙縣胡姓（懷忻公租簿）剖析研究」（『中國社會科學院、經濟研究所集刊』五、

一九八三）。

(3) 劉重日「火佃新探」（『歷史研究』一九八二・二）。彭超「試探莊僕佃僕、和火佃的區別」（『中國史研究』一九八四・一）。

(4) 谷川道雄・森正夫『中國民衆叛亂史』四、一九八三、一七五頁（一八七頁參照）。

(5) 拙稿「明末臨清民變考」（『明清時代の政治と社會』一九八三）參照。

(6) 佐久間重男「明末景德鎮の民窯の發展と民變」（『鈴木俊教授還曆記念東洋史論叢』一九六四參照）。

一九八三年二月 合肥 安徽人民出版社

A5版 三五二頁 一・七〇元